神奈川県介護生産性向上推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護生産性向上推進事業費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

(1)　介護サービス事業所（介護保険法に基づく全サービス、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム。以下同じ。）が実施する、介護テクノロジー等の導入支援事業

(2)　介護サービス事業所が実施する、介護ソフトの定着促進支援事業

(3)　介護サービス事業所が実施する、介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業

(4)　介護サービス事業所が実施する、導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

(5)　介護サービス事業所又は市町村が実施する、ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業

(6)　小規模法人（１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を１以上含む、複数の法人により構成される介護サービス事業者が実施する、協働化・大規模化等による職場環境改善事業

（補助額の算出方法等）

第３条　補助額は、次により算出する。

(1)　別表の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とを交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2)　(1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

（申請手続き等）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式１）に補助金所要額調書（様式２）、事業計画書（様式３）及び別に定める書類を添えて、知事が定める期日までに提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を除して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。

（暴力団排除）

第５条　神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第６条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分を変更する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ただし、補助対象経費の 20%以内の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承

認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(10) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（利益等の排除）

第７条　補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもつて補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもつて補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は０とする。）をもつて取引価格から利益相当額の排除を行う。

（変更の承認）

第８条　第６条第１号から第３号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式４）に（様式２）及び別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式５）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第９条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（状況報告）

第 10 条　補助事業者は、知事の求めがあったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式６）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第 11 条　規則第 12 条の規定による実績報告は、補助金事業実績報告書（様式７）に精算額調書（様式８）、事業実績報告書（様式９）及び別に定める書類を添えて、知事が別に定める期日までに行わなければならない。

（届出事項）

第 12 条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第 13 条　その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、令和６年３月 28 日から施行し、令和５年 11 月 29 日から適用する。

２　この要綱の適用日前にした神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱、介護ロボット導入支援事業費補助金交付要領又は ICT 導入支援事業費補助金交付要領に基づく申請その他の行為は、この要綱又は第 12 条に規定する定めによりした申請その他の行為とみなす。

附　則

１　この要綱は、令和６年 10 月 21 日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和７年７月 30 日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月８日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表

事業区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
(1)介護テクノロジー等の導入支援事業	「介護ロボット・ＩＣＴ導入支援事業費補助金交付要領」の５補助額の表１に記載のとおり	介護サービス事業者の介護ロボット・ＩＣＴ等の導入に要する経費	５分の４
(2)介護ソフトの定着促進支援事業		介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に要する経費	５分の４
(3)介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業	１事業所あたり 1,000万円	(1)の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジー等と、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー等の導入に要する経費	５分の４
(4)導入支援と一体的に行う業務改善支援事業	１事業所あたり 48万円	コンサルティング会社等による業務改善支援を受けるための経費	５分の４

(5) ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域づくり事業	１モデルあたり 850 万円 なお、対象とする介護事業所数に制限はない	ケアプランデータ連携システムの活用促進モデル地域の決定から、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所に対するケアプランデータ連携グループの構築、好事例の収集・周知等の横展開までを一体的に実施するにあたり、モデル地域づくりに要する経費	10 分の 10
(6) 協働化・大規模化等による職場環境改善事業	・事業者グループを構成する法人数１につき 120 万円とする。（訪問介護事業所を経営する法人の場合は、これに 30 万円を加算する。） ・構成する法人数に制限はないが、1 事業者グループあたり 1,200 万円	事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際に要する経費	５分の４